

カンバーランド長老キリスト教会希望が丘教会附属  
めぐみ幼児園保育料減免制度について

2023. 11

めぐみ幼児園では、本園での教育を希望し経済的に保育料の支払いが困難なご家庭に対して、保育料の減免を行う制度を設けております。これは、卒園生、卒園生保護者、教会員からの献金を原資としている本園独自の制度です。当制度においては、下記の目安に基づきながら各家庭の実情に応じて審査を行い、保育料の減免の可否と減免する金額を決定いたします。

申請資格

- ・ 幼児が在籍する家庭
- ・ 2024 年度より幼児が入園予定の家庭

減免される金額

その年度に納入すべき保育料から「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」（月2万円／園児）の補助金を除いた額を上限とし、審査により決定した額。

（審査に際しては毎年1月に申請書と収入のある世帯員全員の源泉徴収票、又は確定申告書を提出していただき、3月に支給・不支給決定通知を申請者にお届けします。）

審査で考慮に入れる項目

① 世帯収入の状況

世帯収入の状況をもとに、以下②～④の項目を考慮に入れた審査を行い、減免の可否・金額を決定します。  
世帯収入に対する減免額については下表を目安とします

- ② 世帯の人数と年齢構成
- ③ 母子・父子家庭
- ④ その他考慮が必要と思われる事柄（急激な収入減など）

世帯収入の目安

世帯収入金額 (給与所得者額面)	減免額 (月額)	減免後の 月額保育料	実質 負担月額 ※
年 4,000,000 円 以下	4,000 円	20,000 円	0 円
年 5,500,000 円 以下	2,000 円	22,000 円	2,000 円

※ 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」（月2万円／園児）の補助金を除いた額

※ 申し込み締め切り 1月24日(水)